

WJOG 会員規程

(目的)

第1条 本規程は、WJOG 会員の責務を明確にし、併せてそれぞれに提供される WJOG 内での権利について確認することを目的とする。

(入会)

第2条 会員として入会を希望するものは、別に定める入会申込書に必要事項を記入の上、WJOG 事務局を通じて理事長に提出し、入会金および当該年度会費を事務局の指示する方法で納入しなければならない。(定款)

- 2 WJOG 事務局は、請求のあったときには、速やかに入会希望者に入会申込書および関係書類を送付し、入会金および当該年度会費の納入法を指示しなければならない。
- 3 入会の日は、入会申込書が事務局に提出され、事務局が入会金および当該年度会費の入金を確認した日とする。
- 4 名誉会員は理事会の推薦に続く本人の受諾によって選任され、入会金および年会費は免除される。(定款)
- 5 会員となったものは、入会の日付にかかわらず、WJOG の活動に関して行った協力行為について、当該年度初めより在籍したものとみなす。

(入会金および年会費)

第3条 会費は理事会によって定められる。(定款)

- 2 入会金は、正会員 10,000 円、賛助会員 250,000 円とする。
- 3 年会費は、正会員 10,000 円、賛助会員一口 250,000 円とする。
- 4 理事の年会費は正会員の 3 倍とする。
- 5 賛助会員の年会費について、申し込みの口数に制限は設けない。
- 6 会費の額は必要に応じて見直される。

(会員情報)

第4条 会員は、入会の際および年度ごともしくは必要が生じ事務局が要求するごとに、氏名、連絡先、その他理事会が別に定める事項を WJOG 事務局に届けなければならない。

- 2 前項において WJOG 事務局が入手した会員に関する情報は、本人の許可なく本法人の活動以外の目的に使用してはならない。

(退会)

第5条 退会を希望する会員は、その旨を文書にて、WJOG 事務局を通じ理事長に提出するものとする。

- 2 退会の際に、当該年度の未払い会費があった場合には、これを支払わねばならない。また、定款により、納入済みの会費は、これを返還しない。
- 3 3 年以上会費の納入が無い会員は、退会の意思を表明したものとみなす。(定款)

(休会)

- 第6条 留学等により一定期間本法人の活動に参加できず、なお会員資格の継続を望む場合、文書でWJOGに届け出ることにより会員資格を継続できるものとする。
- 2 本条が適用された場合、休会期間の会費の支払いは免除する。

(除名)

- 第7条 定款に定める除名に該当する事態が発生したと考えられる場合、それを知りえた者はただちにWJOG事務局に届け出るものとする。
- 2 WJOG事務局は、可能な限り詳細を調査の上、直近の理事会に議題として提出する。
 - 3 理事会は、事態の詳細を検討の上、総会に提出し除名決議を図るか否かを審議する。

(再入会)

- 第8条 希望により退会した者の再入会には、制限を設けない。
- 2 3年間会費未納による「みなし退会者」が再入会を希望した際には、滞納した3年間の会費と入会金および初年度会費を納入しなければならない。
 - 3 除名された者の再入会は、理事会の議決および総会の承認を要する。

(臨床研究の提案)

- 第9条 正会員、名誉会員および賛助会員は、新規臨床研究を提案することができる。
- 2 提案の方法は、「プロトコール作成規程」に別途定める。

(理事会・委員会等への出席)

- 第10条 正会員および名誉会員は、理事会においては理事長の、各種委員会においてはその長の、要請または許可により、理事会あるいは委員会に、議決権なしに参加する事ができる。
- 2 前項において、効果安全性評価委員会および倫理委員会はこの限りでない。
 - 3 賛助会員は、理事長あるいは委員長の許可により、賛助会費1口につき2名までが出席できる。ただし、WJOGより出席要請がある場合、この限りではない。
 - 4 出席費用については、別に定める。

(臨床試験にかかわるファイルの入手)

- 第11条 WJOG正会員および名誉会員は、臨床試験実施計画書、同意説明文書等を書き換え不能の形で入手する事ができる。
- 2 2口以上の会費を支払った賛助会員は、臨床試験実施計画書、同意説明文書等を書き換え不能の形で入手する事ができる。
 - 3 書き換え可能な形式での資料の入手には、別途（常任）理事会が定める対価が要求される。
 - 4 登録票を含む症例報告用紙（CRF）の入手については、その都度定める対価が要求される。

(WJOGの活動への寄与に対する評価)

第12条 WJOG 正会員が臨床試験立案、研究計画書作成、研究事務局運営、施設調査・SDV 協力および各種委員会運営等の WJOG の活動に参加した場合、WJOG はその寄与 度に応じて研究活動を援助する事がある。

- 2 本条に関する詳細は、別途定める。